

大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究取扱規程

平成16年4月1日
自機規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、機構が機構以外の者から委託を受けて、業務として行う研究で、これに要する経費を受託研究の申込みをしようとする者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

2 この規程において「知的財産」とは、機構が定める知的財産ポリシーの取扱い指針による知的財産をいう。

(受託研究の受入基準)

第3条 機構は、受託研究を受け入れるに当たり、受託研究を実施することが、機構にとって研究教育上有意義であり、かつ、本来の研究教育に支障が生ずるおそれがない場合に、受け入れるものとする。

(受入条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

一 受託研究は、一方的に中止することはできないこと。

二 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）は、機構が別に発行する請求書により支払うこと。

三 受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、機構はその責を負わず、また、受託研究費は委託者に返還しないこと。ただし、特別の事情がある場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。

四 受託研究の結果生じた知的財産権の帰属は、機構が定める知的財産ポリシーの取扱い指針によること。

五 委託者に対して受託研究の結果生じた知的財産権を有償で利用させ、又はその一部若しくは全部を譲渡することができること。

六 受託研究費により取得した設備等は、機構に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、受託研究の受入れに関し必要と認められる条件を付すことができる。

3 委託者が国の機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は地方公

共団体である場合並びに委託が国からの再委託である場合には、第1項第4号及び第6号の条件を付さないことがある。

(受託研究の申込み)

第5条 委託者は、受託研究申込書（別記様式第1号）（以下「申込書」という。）を、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関」という。）の長（岡崎共通研究施設にあっては、当該研究施設に対して密接な連係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申し込もうとする受託研究が公募型の研究である場合には、採択通知書の写しをもって申込書に代えるものとする。

(受入れの決定)

第6条 受託研究の受け入れの決定は、機構長が機関の長に委任するものとする。

(受入決定の通知等)

第7条 前条の規定により、受託研究の受入れを決定したときは、受入決定通知書（別記様式第2号）を委託者に通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第8条 受託研究契約の締結は、機構長が機関の長に委任するものとする。

- 2 機関の長は、第6条の決定を行ったときは、速やかに委託者と受託研究契約を締結するものとする。

(研究費の負担)

第9条 委託者は、人件費（謝金を含む。）、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該研究の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額を負担するものとする。

- 2 前項に規定により委託者の負担する額を算出する場合の間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、直接経費のみ負担とすることがある。

一 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託するものを含む。次号において同じ。）である場合

二 委託者が国以外の場合で、次のいずれかに該当すると機構長が認める場合

イ 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政事情で間接経費がない場合

ロ 委託者が国以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究

課題で、継続して受け入れる場合

ハ 競争的研究費による研究費のうち、当該研究費にかかる間接経費が措置されていない場合

(研究費の経理)

第10条 受託研究に要する経費は、すべて機構の会計を通して経理しなければならない。
(受託研究の中止等)

第11条 機関の長は、天災その他やむを得ない事由があると認められるときは、委託者と協議の上、受託研究を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。

2 前項の規定により、当該受託研究を中止し、又はその期間の延長を決定したときには、その旨を機構長及び委託者に通知するものとする。

(受託研究完了の報告)

第12条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、完了報告書(別記様式第3号)を所属する機関の長に提出しなければならない。

2 機関の長は、前項の報告を受けたときは、機構長に報告するものとする。
(委託者への通知)

第13条 機関の長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに当該研究の成果を委託者に通知するものとする。ただし、機関の長が必要であると認めるときは、研究担当者にこれを行わせることができる。

(ノウハウの指定)

第14条 前条の規定により委託者に通知する研究の成果の内容において、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものについては、委託者と協議の上、ノウハウに指定するものとする。

(譲渡又は専用実施権等の設定)

第15条 受託研究の結果生じた発明につき機構に帰属する特許を受ける権利又は特許権は、委託者又は機構と委託者が協議の上、指定した者に譲渡又は専用実施権を設定することができる。

(特許権等の優先的実施)

第16条 受託研究の結果生じた知的財産のうち、機構に帰属する知的財産権について、委託者又は委託者の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合には、機構は、委託者と協議の上、当該知的財産権を優先的に実施させる期間を定め、これを実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第17条 機構は、委託者又は委託者の指定する者が、機構に帰属する知的財産権を受託研究完了の日から起算して一定期間実施しない場合、又は前条に規定する優先的実施期間開始後一定期間実施しない場合は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対

し、当該知的財産権の実施を許諾することができる。

(実施料)

第18条 前2条の規定により、当該知的財産権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収する。

(研究成果の公表)

第19条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、機関の長は、その時期及び方法について定める必要がある場合には、当該委託者と協議するものとする。

(秘密の保持)

第20条 受託研究の実施にあたり、委託者より技術上及び営業上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式第1号

(表)

年 月 日

受 記 研 究 申 込 書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

(機関の長) 宛

(委託者)

住 所

氏 名

下記のとおり研究の委託を申込みます。

記

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究に要する経費

4 研究完了希望期限 年 月 日

5 研究担当者

6 研究用資材機器等の提供

7 その他

(裏)

研究費算定明細書					
研究題目					
委託者					
委託金額	円	摘要			
内訳					
費目	事項	数量	単価	金額	備考
謝金					
旅費					
人件費					
設備費					
消耗品費					
光熱水料					
その他の					
合計					

別記様式第2号

年 月 日

(委託者) 様

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
(機関の長) △△ △△

受託研究の受入について(通知)

このことについて、下記のとおり受託研究の受け入れを決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究に要する経費

4 研究完了希望期限 年 月 日

5 研究担当者

6 研究用資材機器等の提供

7 委託者

8 その他

別記様式第3号

年　月　日

完了報告書

(機関の長) 宛

研究担当者
所属・職
氏名

年　月　日付けで契約が締結された下記の受託研究が完了しましたので、
報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究経過及び成果の概要
- 4 研究成果の詳細な内容
- 5 研究費の支出明細
- 6 委託者
- 7 その他参考となる事項